

B. 「福祉文化実践学会賞」の創設について

(概要)

『福祉文化実践報告集』に掲載された「報告」「小論」および学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「研究ノート」「現場実践論」等、さらには、本学会の会員で前年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して「福祉文化実践学会賞」を授与する。授与式は総会の席上で行い、「賞」として賞状を、「副賞」として金5万円を授与し、広くその榮譽を称える。第1回福祉文化実践学会賞については、別途規定を定める。

福祉文化実践学会賞選考規定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

第1回福祉文化実践学会賞選考規定

1. 第1回福祉文化実践学会賞は、2004年度末までに発行された学会誌『福祉文化研究』に掲載された「特集」「論文」「研究ノート」「現場実践論」、および、実践・福祉文化シリーズ等の諸実践、本学会の会員または会員が中心となって組織される団体が2004年度末までに行った諸福祉文化実践の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる
2. 第1回受賞候補者の推薦は、理事・評議員及び一般会員が行う。
3. 第1回受賞候補者の推薦を行う理事・評議員及び一般会員は、2005年4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
4. 会長は受賞候補者名と推薦文と推薦者名を、副会長1名、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の4名によって構成される選考委員会に提出し、選考委員会で受賞予定者を複数名選出する。
5. 選考委員会は、2005年5月31日までに、受賞予定候補者複数名と選考理由を付して選考結果を会長宛に提出する。
6. 会長は選考結果を2005年6月の理事会に提出し、理事会で受賞予定者1名または1団体を決定する。
7. 会長は理事会・評議員会で受賞予定者1名または1団体を決定後、受賞予定者に通知する。
8. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
7. 授賞式は、2005年度総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。

附則 本規定は、2005年1月30日より施行される。